

青森県報

第七百七十五号

令和六年
六月十七日
(月曜日)

目 次

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正… (人事課) …一

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正… (同) …二

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出… (障 福 祉 課) …二

○道路の区域の変更… (道 路 課) …二

○道路の供用の開始… (同) …三

公 告

○建設業者の許可の取消し… (上 北 地 民 局) …三

○右 同… (下 北 地 民 局) …四

○右 同… (同) …四

○右 同… (同) …四

出先機関

○土地改良区の定款変更の認可… (三 八 地 民 局) …四

○土地改良区の役員就任及び退任… (上 北 地 民 局) …五

告 示

青森県告示第三百六十七号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

令和六年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、二六三元	一三、四四二元
二十歳以上二十五歳未満	五、八七二元	一三、四四二元
二十五歳以上三十歳未満	六、三八〇円	一四、八四二元
三十歳以上三十五歳未満	六、七一二円	一七、六一九円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇七八円	二〇、六四九円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六八円	二一、九七一円
四十五歳以上五十歳未満	七、四三三円	二二、八八六円
五十歳以上五十五歳未満	七、二九〇円	二四、九一六円
五十五歳以上六十歳未満	六、九七五円	二五、三八五円

六十歳以上六十五歳未満	五、八六〇円	二一、三一四円
六十五歳以上七十歳未満	四、〇六〇円	一六、〇七五円
七十歳以上	四、〇六〇円	一三、四四二円

附則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、令和六年四月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び令和六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百六十八号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和六年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

表常時介護を要する状態の項中「十七万二千五百五十円」を「十七万七千九百五十円」に、「七万七千八百九十円」を「八万二千二百九十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「八万六千二百八十円」を「八万八千九百八十円」に、「三万八千九百円」を「四万六百元」に改める。

附則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、令和六年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百六十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
				名称	所在地	
一般社団法人 プレイリー	弘前市大字笹森町三七の五七	居宅介護	訪問介護事業	平川市本町南柳四〇の八〇五	平川市本町南柳四〇の八〇五	令和六・六・二〇
一般社団法人 プレイリー	弘前市大字笹森町三七の五七	行動援護	訪問介護事業	平川市本町南柳四〇の八〇五	平川市本町南柳四〇の八〇五	〃
一般社団法人 プレイリー	弘前市大字笹森町三七の五七	同行援護	訪問介護事業	平川市本町南柳四〇の八〇五	平川市本町南柳四〇の八〇五	〃

青森県告示第三百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年七月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
国 道	三三三八号	三沢市五川目三丁目七三の八から 三沢市五川目一丁目九六の一まで	三沢市五川目三丁目七三の八から 三沢市五川目一丁目九六の一まで	後	前	八・三〇メートルから 一三・四八メートルまで	八三・五五メートル	
				八・五七メートルから 二三・九一メートルまで		八三・五五メートル	八六・七〇メートル	

青森県告示第三百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和六年七月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和六年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三三八号	三沢市五川目三丁目七三の八から 三沢市五川目一丁目九六の一まで	令和六・六・二七

公

告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 商号又は名称 川村建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 川村勇治
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市西二十一番町五八の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特―二）第一三二九号
- 五 取消年月日 令和六年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和六年四月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社柴田組
- 二 代表者の氏名 柴田文彦
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大平町三七の九
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三）第二三七号
- 五 取消年月日 令和六年五月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年四月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 ハローハウス
- 二 氏名 坪春雄
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字宮ノ後三五五の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一三九一九号

- 五 取消年月日 令和六年五月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年三月十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

令和六年六月十七日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和六年六月十七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 三協工業有限公司
- 二 代表者の氏名 高橋直人
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字赤川ノ内並木七三の三六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―一）第一六七六〇号
- 五 取消年月日 令和六年五月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和六年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、倉石

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭